

河南町特定間伐等促進計画

大阪府河南町

令和7年9月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた府の基本方針によると、令和7年度から令和12年度までの特定間伐等の実施の促進の目標として、1,710ha（年平均285ha）の間伐の実施を掲げている。

府の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和7年度から令和12年度までの6か年間で170ha（年平均28ha）の間伐を行うことを、本河南町特定間伐促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

府の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

(2) 作業路網

(3) 事業実施箇所

※上記(1)～(3)については別紙参照のこと

4 特定植栽促進区域

計画なし

5 特定植栽事業の実施方法

計画なし

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

計画なし

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町の森林は小規模分散型な所有形態であり、所有者単独による森林経営計画の作成が困難であることから、町や林業事業体が一体となって提案型集約化施業や森林経営計画の作成を推進し、効率的な森林施業の促進につなげる。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動については、航空レーザ測量等による森林資源情報や林地台帳を活用し、森林所有者等の意向確認や調整を行い、森林施業を計画的かつ円滑に実施していく。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

林業経営基盤の向上を図るため、自然条件や搬出方法等に応じた適正な路網整備を進め、間伐等に必要な路網密度の確保に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

林業適地においては、高性能林業機械を活用した低コストな作業システムを構築し、搬出間伐等の森林整備を通じた持続的な森林経営の確保を図る。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

計画なし

9 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の供給及び利用を促進するため、林業事業体や木材利用業者等の関係者間の連携を強化し、木材需要の把握に努め、供給と需要の均衡がとれた供給体制の構築を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

計画的かつ効率的な木材生産を持続的に行うため、川上・川中・川下の関係者による協定の締結等による間伐材等の安定供給体制の構築を推進する。また、町民等へ府内産材の積極的な使用を働きかける等、長期的な木材需要の拡大に努める。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

大阪府林業労働者確保支援センター等と連携して、就業体験や技能研修等の開催・情報提供を行い、新規就労者の確保や林業従事者の技術向上に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体における雇用管理、労働条件の改善や新規就業の円滑化を支援するとともに、府と連携して研修等による新技術の普及や経営指導を行い、林業事業体の経営安定化を図る。